

農林水産本省発注者綱紀保持委員会（第13回）議事概要

日 時 平成29年5月19日(金) 13:15～

場 所 農林水産省第1特別会議室

出席者 大臣官房長、大臣官房秘書課長、大臣官房参事官（経理）、大臣官房地方課長、大臣官房統計部管理課長、消費・安全局総務課長、食料産業局総務課長、生産局総務課長、経営局総務課長、農村振興局総務課長、政策統括官総務・経営安定対策参事官、農林水産技術会議事務局研究調整課長、林野庁林政部林政課長、林野庁国有林野部管理課長、水産庁漁政部漁政課課長

概 要

1. 冒頭、官房長から、各委員に対し、当省すべての発注担当職員の法令遵守の意識を高め、適正な発注に努めるよう周知してもらいたい旨の発言
2. 平成28年度発注者綱紀保持対策の実施状況について、大臣官房参事官（経理）より報告
（資料1及び資料1-1～1-3）
3. 平成29年度発注者綱紀保持対策の実施方針について、大臣官房参事官（経理）より報告
（資料2）
4. その他として、大臣官房地方課長より報告
5. 特段の意見・質問はなし

以 上

平成28年度発注者綱紀保持対策の実施状況の報告

1 発注者綱紀保持研修について

(1) 企画立案担当者研修の概要（平成28年5月実施、参加者27名）

施設等機関及び地方支分部局で実施する発注者綱紀保持研修の企画立案担当者に対して研修を実施。

発注者の対応を実演するロールプレイ（実演）方式の研修を引き続き実施。

〈研修項目〉

- ①発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）
- ②官製談合防止法等に関する講義（講師：大臣官房予算課）
- ③コンプライアンスに関する講義（講師：公務人材開発協会）
- ④発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義
（講師：大臣官房予算課）

〈その他〉

- 講義終了後、アンケートの実施

(2) 農林水産本省発注者綱紀保持研修の概要（平成28年9月、平成29年1月実施、参加者432名）

平成28年度は、前回の研修受講後3年以上経過した者及び未受講者を対象として、9月及び1月にかけて職員専用ホームページを活用し、WEB研修を実施(399名)するとともに、1月30日に講義(33名)を実施した。

上記の研修を実施した結果、研修の受講が必要とされる発注担当職員等は全員受講した。

〈研修項目〉

- 発注者綱紀保持対策に関する講義（講師：大臣官房予算課）

(3) 施設等機関及び地方支分部局で実施した研修等への講師の派遣

次の機関で開催した管理監督者及び発注担当職員に対する発注者綱紀保持研修等に、本省担当者（大臣官房予算課）を講師として派遣し、「発注者綱紀保持対策に関する講義」又は「発注者綱紀保持ロールプレイ（実演）研修」を行った。

- ① 北海道農政事務所(28年7月25日実施、参加者39名)講義形式
 - ② 東北農政局(28年7月5日実施、参加者87名)ロールプレイ(実演)
 - ③ 関東農政局(28年7月25日実施、参加者60名)ロールプレイ(実演)
 - ④ 東海農政局(28年11月2日実施、参加者75名)ロールプレイ(実演)
 - ⑤ 横浜植物防疫所(29年2月27日実施、参加者34名)講義形式
 - ⑥ 動物検疫所(28年11月24日実施、参加者18名)講義形式
- 合 計 6 機 関 研修参加者 3 1 3 名

(4) 会計実務研修における講義(平成28年5、11月)

毎年度実施される会計実務研修に併せ、発注者綱紀保持研修を取り入れ、周知徹底を図った。

2 各地方支分部局等の研修について

各地方支分部局等の研修未受講者が、本省と同様にWEB研修を受講出来るよう、職員専用ホームページに発注者綱紀保持専用のページを設置するとともに、本省での研修資料等素材を配布した。

また、受講後3年以上経過した各地方支分部局等の管理監督者又は発注担当職員については再受講することを周知した。

3 各地方支分部局等の取組実績(平成28年度)について

〈28年度取組実績〉

- ① 東北農政局(研修(6回実施)、WEB研修(11月実施)、参加者1,025名)
- ② 関東農政局(研修(2回実施)、WEB研修(8月実施)、参加者1,924名)
- ③ 北陸農政局(研修(6回実施)、参加者254名)
- ④ 東海農政局(研修(2回実施)、参加者289名)
- ⑤ 近畿農政局(研修(9回実施)、参加者135名)
- ⑥ 中国四国農政局(研修(19回実施)、WEB研修(11~12月実施)、参加者2,037名)
- ⑦ 九州農政局(研修(8回実施)、WEB研修(11月実施)、参加者2,068名)
- ⑧ 北海道農政事務所(研修(2回実施)、WEB研修(2月実施)、参加者167名)

- ⑨ 北海道森林管理局(研修(14回実施)、参加者724名)
- ⑩ 東北森林管理局(研修(9回実施)、参加者215名)
- ⑪ 関東森林管理局(研修(7回実施)、参加者276名)
- ⑫ 中部森林管理局(研修(9回実施)、参加者347名)
- ⑬ 近畿中国森林管理局(研修(64回実施)、参加者1,128名)
- ⑭ 四国森林管理局(研修(8回実施)、参加者124名)
- ⑮ 九州森林管理局(研修(4回実施)、参加者86名)
- ⑯ 北海道漁業調整事務所(研修(2回実施)、参加者2名)
- ⑰ 仙台漁業調整事務所(研修(2回実施)、参加者2名)
- ⑱ 新潟漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ⑲ 境港漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ⑳ 瀬戸内海漁業調整事務所(研修(1回実施)、参加者1名)
- ㉑ 九州漁業調整事務所(研修(4回実施)、参加者59名)
- ㉒ 横浜植物防疫所(研修(2回実施)、参加者35名)
- ㉓ 名古屋植物防疫所(研修(1回実施)、WEB研修(3月実施)、参加者40名)
- ㉔ 神戸植物防疫所(研修(1回実施)、WEB研修(1月実施)、参加者57名)
- ㉕ 門司植物防疫所(研修(1回実施)、WEB研修(11月実施)、参加者11名)
- ㉖ 那覇植物防疫事務所(研修(2回実施)、参加者29名)
- ㉗ 動物検疫所(研修(2回実施)、参加者19名)
- ㉘ 動物医薬品検査所(研修(2回実施)、WEB研修(12月実施)、参加者82名)
- ㉙ 農林水産政策研究所(研修(1回実施)、参加者13名)
- ㉚ 農林水産研修所(研修(2回実施)、参加者17名)
- ㉛ 農林水産研修所(つくば館)(研修(1回実施)、参加者1名)
- ㉜ 森林技術総合研修所(研修(5回実施)、参加者27名)
- ㉝ 農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター
(研修(1回実施)、参加者16名)

合 計 33機関 研修参加者11,212名

資料1-1

平成28年度発注者網紀保持研修等開催状況

平成29年3月31日現在

実施機関		開催状況	
参加者総数		開催内容	
農林水産本省	459名	5/28～29 企画立案担当者研修 27名 (講師：(一財)公務人材開発協会、大臣官房予算課) 施設等機関及び地方支分部局等発注者網紀保持担当者等企画立案者を対象	
		1. 1月30日 農林水産本省発注者網紀保持研修 33名 (講師：大臣官房予算課会計指導班) 省内の管理監督者及び発注担当職員において未受講者及び希望者を対象 (内訳) 大臣官房地方課1名、国際部3名、統計部1名、検査・監察部1名、食料産業局3名、生産局11名、経営局4名、政策統括官付1名、農林水産技術会議事務局1名、林野庁4名、水産庁3名 2. WEB版 農林水産本省発注者網紀保持研修 計399名 省内の管理監督者及び発注担当職員及び希望者を対象 (9月16日～9月30日、1月23日～1月31日) (内訳) 大臣官房各課33名、官房国際部7名、官房統計部43名、検査・監察部5名、消費・安全局59名、食料産業局60名、生産局15名、経営局15名、農村振興局62名、政策統括官付13名、農林水産技術会議事務局16名、林野庁38名、水産庁33名	
(参 考)			
地方農政局	東 北	1,025名 (1名)	4/20 管内事業(務)所長会議における講習 46名 (講師：総務課監査官)、5/26～5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、6/6 管内事業(務)所工事課長会議における講習 39名 (講師：総務課監査官)、7/5 東北農政局発注者網紀保持研修 87名 (講師：大臣官房予算課会計指導班、公正取引委員会東北事務所)、7/29 8月1日付け昇任者講習 2名 (講師：総務課監査官)、11/1 局内新規担当者講習 4名 (講師：総務課監査官)、管理監督者、発注担当職員及び希望者を対象に11月に発注者網紀保持チェックシートを実施 (846名)
	関 東	1,924名 (1名)	5/26～5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、7/25 関東農政局発注者網紀保持研修 60名 (講師：公正取引委員会、大臣官房予算課)、管内全職員を対象に8月に発注者網紀保持チェックシートを実施 (1,863名)
	北 陸	254名 (1名)	5/26～27農林水産本省発注者網紀保持研修会への参加 1名 4/27講習会 78名 (講師：総務課監査官)、7/5講習会 43名 (講師：総務課監査官)、1/31講習会 39名 (講師：総務課監査官)、2/16講習会 67名 (講師：総務課監査官)、2/21講習会 26名 (講師：総務課監査官)
	東 海	289名 (2名)	5/26～5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修 参加 2名 11/2 発注者網紀保持講習会 参加 75名 (講師：公正取引委員会事務局中部事務所経済取引指導官、大臣官房予算課会計指導班会計指導第2係長、総務課監査官) 12/9～12/22 発注者網紀保持研修 (WEB研修)、チェックシート実施 参加 212名
	近 畿	135名 (1名)	5/26～27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名 7/20 講習 26名 (講師：公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官、近畿農政局総務課監査官) 11/25 講習 28名 (講師：公正取引委員会近畿中国四国事務所経済取引指導官、近畿農政局総務課監査官) 【府県別ブロック講習会】各府県の事業(務)所に対して講習会を開催 (講師：近畿農政局総務課監査官) 8/1滋賀 参加7名、9/13奈良 参加9名、10/19和歌山 参加15名、12/13兵庫 参加9名、1/20京都 参加9名 12/14 管内所長会議 参加30名 (講師：近畿農政局総務課監査官)
	中国四国	2,037名 (2名)	5/26～27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 2名 6/2研修30名 (講師：総務課監査官)、6/16研修23名 (講師：総務課監査官) 6/20研修458名 (講師：総務課監査官)、7/1研修14名 (講師：総務課監査官)、9/1研修34名 (講師：総務課監査官)、9/8研修30名 (講師：総務課調整官)、9/8研修18名 (講師：総務課監査官)、9/15研修40名 (講師：総務課監査官)、10/14研修9名 (講師：総務課監査官)、11/11研修30名 (講師：総務課監査官)、11/21研修40名 (講師：総務課監査官)、11/28～30研修71名 (講師：総務課監査官)、12/9研修18名 (講師：総務課監査官)、1/13研修19名 (講師：総務課監査官)、3/13研修30名 (講師：総務課監査官)、3/16研修30名 (講師：総務課監査官)、3/16研修20名 (講師：総務課監査官)、3/24研修40名 (講師：総務課監査官) 11/21～12/22管内全職員を対象に発注者網紀保持チェックシートを実施 (1,081名)
	九 州	2,068名 (1名)	6/20管内事業所長等を対象に総務課長が説明 (30名)、5/26～27本省の発注者網紀保持研修に監査係長が出席 (1名) 7/11管内庶務担当者等を対象に監査官が研修講師で実施 (66名)、7/28管内事業所次長及び用地・管理課長を対象に監査官が講師として実施 (25名)、9/12管内経理担当者等を対象に監査官が講師として実施 (38名)、11月中旬管内全職員を対象にWEB研修を実施し実施結果について部署毎に職員周知 (実施者1,718名)、12/12管内庶務担当課長を対象に監査官が講師として実施 (30名) 3/16管内事業所積算担当者等を対象に監査係長が講師として実施 (130名)、3/23管内事業所長を対象に総務課長が説明 (30名)
北海道農政事務所	167名 (1名)	5/26～5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ監査係長が出席 1名 7/27 発注者網紀保持研修 39名 (参加者：北海道農政事務所38名、北海道漁業調整事務所1名、講師：公正取引委員会事務局 北海道事務所総務課経済係長、大臣官房予算課 会計指導第2係長) 2/10 本所及び各支局の管理監督者及び発注事務担当者等を対象に発注者網紀保持研修チェックシートを実施 (127名)	

森 林 管 理 局	北 海 道	724名 (0名)	4/19~2/24 発注者網紀保持研修等 計13回(講師:公正取引委員会、北海道局総務企画部長、総務課長・監査官・専門官(契約適正化)等)、1/18~20林野庁発注者網紀保持研修(4名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)等
	東 北	215名 (1名)	5/16~9/16 発注者網紀保持研修等 計7回(講師:公正取引委員会、東北局総務企画部長、東北局総務課長、東北局経理課長、東北局専門官(契約適正化)等)、5/26~27農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、1/18~20林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)
	関 東	276名 (0名)	4/20~2/21 発注者網紀保持研修等 計6回(講師:関東局総務企画部長、関東局総務課長、関東局経理課長、関東局専門官(契約適正化))、1/18~20林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	中 部	347名 (2名)	4/25~2/3 発注者網紀保持研修等 計7回(講師:公正取引委員会、局総務企画部長、局総務課長、局専門官(契約適正化)等)、5/26~27 農林水産本省発注者網紀保持研修(1名)、1/18~20林野庁発注者網紀保持研修(4名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	近 畿 中 国	1,128名	4/22~3/3 業務研修等 計63回(講師:近中局局長、近中局総務企画部長、近中局計画保全部長、近中局森林整備部長、近中局総務課長、近中局経理課長、近中局専門官(契約適正化)、公正取引委員会等)、1/18~20 林野庁発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授、林野庁監査官等)
	四 国	124名 (0名)	4/19~1/20 発注者網紀保持研修等 計4回(講師:公正取引委員会、四国局総務課長、四国局専門官(契約適正化)等) 4/19 新規採用者研修 発注者網紀保持研修(5名)、9/26 発注者網紀保持研修(治山担当者)(6名)、11/29 四国森林管理局発注者網紀保持研修(112名)、1/18~20 発注者網紀保持研修(1名、講師:大学教授等)
	九 州	86名 (0名)	6/27~7/27 発注者網紀保持研修等 計3回(講師:九州局専門官(契約適正化)等)、1/18~20林野庁発注者網紀保持研修(3名、講師:公正取引委員会、大学教授、林野庁監査官等)
漁 業 調 整 事 務 所	北 海 道	2名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名、7/27 北海道農政事務所発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	仙 台	2名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)、7/5 東北農政局発注者網紀保持研修へ参加 1名 (講師:公正取引委員会事務総局東北事務所・農林水産省大臣官房経理課)
	新 潟	1名 (1名)	3/1発注担当職員(1名)を対象とした研修を実施(講師:漁政課経理班長)
	境 港	1名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	瀬 戸 内 海	1名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)
	九 州	59名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名)、7/5(白萩丸)、7/6(事務所)、7/15(白鷗丸) 発注者網紀保持対策職場研修の実施 58名(講師:総務係長(白萩丸及び白鷗丸は船長))
植 物 防 疫 所	横 浜	34名 (1名)	5/26~27 研修1名(講師:大臣官房予算課)、29/2/27 発注者網紀保持研修(34名) (講師:大臣官房予算課)
	名 古 屋	40名 (1名)	H28.5.26~5.27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名) H28.3.1~3.8 39名(WEB研修)
	神 戸	57名 (1名)	5/26~27 研修1名(講師:大臣官房予算課)、1/17~1/30 研修56名(WEB研修)
	門 司	11名 (1名)	5/26~27農林水産本省発注者網紀保持研修参加 1名(講師:大臣官房予算課会計指導班) 11/1~30WEB版 農林水産本省発注者網紀保持研修 計10名
	那 覇	29名 (1名)	H28.5.26~5.27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名 H28.6.17 本省研修参加者(庶務係長)が平成28年度発注者網紀保持研修資料により職員28名を対象として研修実施
動 物 検 疫 所		19名 (1名)	11/24事務官研修18名(講師:大臣官房経理課) 5/26~27農林水産本省発注者網紀保持研修1名(講師:大臣官房予算課ほか)
動 物 医 薬 品 検 査 所		82名 (1名)	5/26~27 農林水産本省発注者網紀保持研修1名(講師:大臣官房経理課) 6/17 研修10名(講師:庶務課長補佐)、 12/12~16 研修71名(PGによるeラーニング研修及びチェックシートの実施)
農 林 水 産 政 策 研 究 所		13名 (0名)	5/20 発注担当職員(13名)を対象とした研修を実施(講師:庶務課)
農 林 水 産 研 修 所		17名 (1名)	5/26~27 農林水産本省企画立案担当者研修へ参加 1名 8/1 研修16名(講師:農林水産研修所総務第1係)
農 林 水 産 研 修 所 (つくば館)		1名 (1名)	(5/26~5/27 農林水産本省発注者網紀保持研修へ参加 1名) 職員掲示板にて該当資料を掲示し周知
森 林 技 術 総 合 研 修 所		27名	6/1木材安定供給(販売)研修2名(講師:林野庁監査室監査官)、6/13総括官等技術研修の一部4名(講師:林野庁監査室監査官)、6/22・8/3保安林及び林地開発許可1研修の一部5名(講師:林野庁監査室監査官)、1/18~20発注者網紀保持研修16名(講師:林野庁監査室監査官、名古屋大学教授ほか)
農 林 水 産 技 術 会 議 事 務 局 筑 波 学 連 携 支 援 セ ン タ ー		16名 (0名)	3/16発注担当職員(16名)を対象とした研修を実施(講師:総務課長)

※ 括弧書きは、農林水産本省発注者網紀保持研修等に対して当該機関の発注者網紀保持担当者の参加した人数。(内数)

発注者綱紀保持に関するWEB研修実施結果

平成28年度のWEB研修において、実施した発注者綱紀保持に関するチェックシートの結果は以下のとおり。

本省の管理監督者及び発注担当職員に対して実施。（平成28年9月16～9月30日、平成29年1月23日～1月31日）

- 解答者 399名（本省管理監督者及び発注担当職員数）
- 設問数 10問
- 正答率 88.8%
（正解者の延べ人数／解答者の延べ人数）

なお、正解が7問以下の者39名には、誤りの原因を確認するようマニュアル（ポケット版）を配布。

○チェックシート結果の分析

管理監督者等の現職における在職年数	受講人数	うち7問以下の者	正答率
2年未満	315名（80%）	28名（7.2%）	89.1%
2年以上3年未満	27名（7%）	6名（1.5%）	85.6%
3年以上5年未満	7名（1%）	0名（0%）	90.0%
5年以上	50名（12%）	5名（1.3%）	88.8%

発注者綱紀保持に関するチェックシート（解説）

平成 28 年度

設問 番号	設 問 及 び 解 説	解答 (○、×) 正解率
1	農林水産省における発注事務に関し、職員は法令及び発注者綱紀保持マニュアルの遵守等を通じ、一層の適正化を図る必要がある。 ----- 【解 説】訓令第1条 発注者綱紀保持規程の目的である、発注事務の適正化及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図り、もって発注事務に対する国民の信頼を確保する必要がある。	○ (99%)
2	「発注担当職員」には、仕様書及び設計書を作成する原課の事業担当者、監督職員、検査職員、予定価格の作成並びに契約相手方の選定等を行う契約事務担当者の他に、発注に係る秘密を知ることの出来る決裁者や文書処理する担当者が含まれる。 ----- 【解 説】訓令第2条 訓令第2条に発注事務の定義が規定され、「建設工事等（建設工事、測量、建設コンサルタント等、物品購入等及び役務等をいう。以下同じ。）における仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、契約方式の選択及び入札、契約の相手方の決定、監督及び検査並びに契約履行中及び完成時の履行状況の確認及び評価その他の建設工事等の発注に係る関連事務（発注に係る秘密（公表を制限された情報を含む。）を知ることのできる事務）をいう。」とされています。 このことから、「発注担当職員」とは、契約事務手続きを行う職員のみならず、仕様書や設計書の作成をする職員、決裁を行う職員、文書処理を行う職員など、発注に係る秘密を知ることのできる非常に広範な職員を指します。 決裁を行う職員の中には、自らが、発注者綱紀保持規程に定める発注担当職員であることを認識していない方もいるので、発注者綱紀保持担当者は、その人たちに自らが発注担当職員に該当していることを認識させる必要があります。	○ (95%)
3	○事業者：「今度入札予定の「システム開発一式」は、総合評価落札方式で実施されるようですが、技術点はどのように配点されるのでしょうか。」 ○発注担当職員：「公表前における事項についてはお答えできません。」と回答した。 後日、公表前なので不当な働きかけに該当すると考え管理監督者に相談し、公表する場合があると業者へ電話連絡をして報告書を作成した。 ----- 【解 説】 発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第5号「公表前における総合評価落札方式における技術点に関する情報聴取」に該当する不当な働きかけになりますので、「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し、所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。今回は後日となっておりますが、その場で回答できない場合は管理監督者と相談の上、改めて対応してもかまいません。	○ (90%)

4	○事業者：事業者が納品のため来庁し、検査終了後、退庁する際に廊下で発注担当職員と出会い、挨拶を交わした。発注担当職員が執務室へ戻ろうとしたところ、事業者から発注事務に関する問い合わせがあった。 ○発注者：受付カウンターのある執務室へ案内し、隣の係員に対応補助を依頼し複数者で対応した。	○ (97%)
	【解説】 事業者の対応をする場合は、複数者でオープンな場所に対応することとなっております。面倒でも事例のような対応が必要です。	
5	○事業者：対面の打合せの場で、入札参加業者が「予定価格は1億円くらいかなあ」と独り言のように話した。 ○発注者：独り言のようなものなので、無視をした。	× (66%)
	【解説】 たとえ独り言でもこちらに聞こえるように行った場合は、答えなくても顔色を見ている場合などがあります。発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第4号「公表前における予定価格に関する情報徴取」に該当する不当な働きかけになりますので、「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。	
6	発注担当職員は、公表前の予定価格について、担当者個人の参考資料として保存するために複製することは差し支えない。	× (96%)
	【解説】訓令第6条第2項第2号 訓令第6条第2項第2号に「正当な理由なく、秘密に関する書類の全部又は一部を謄写し、又は複製すること。」をしてはならない行為と定めてあります。発注担当職員が職務上知り得た秘密は保持しなければなりません、むやみに複製して保持することは禁止されております。	
7	事業者が自社製品の紹介のために来庁したので、自らが担当する事務に関連することから、対応しようとしたところ上司が不在のため、当該事務に関係のない他班の班長に同席を依頼し、応接スペースで対応した。	○ (84%)
	【解説】訓令第7条 訓令第7条において、事業者との応接に当たっては、「第12条第2号の場所(受付カウンターなど)その他適切な場所において、複数の職員で対応する等国民の疑惑や不信を招くことのないようにするものとする。」とされています。このことは、単独や個室による応対をした場合に他者からいらぬ疑念を受けることを防ぐためです。本件はオープンスペースにおいて複数での応対となりますので問題はありません。	
8	発注事務を担当していない課の職員から、OBがいるA業者に対して、オフィス機器等の入札がある場合は、連絡するようにと依頼があったので、入札公告が公表された後で、A業者へ連絡しホームページに掲載された旨を伝えた。	× (72%)
	【解説】 既に公表されている情報でも特定の業者だけに情報を提供するなど便宜を図ることは、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第8号「その他の特定の者への便宜の誘導につながる恐れのある依頼」に該当する不当な働きかけになりますので、依頼した職員及びA業者に対して「不当な働きかけを受けたため公表する場合がある」旨を伝え報告書を作成し、所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。	

9	○事業者：「先日から出入りをしている文房具会社〇〇(株)は、数年前に指名停止を受けたことがあるので、発注はしない方が良いですよ。」 ○発注者：「他社に受注させないことの依頼は、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第3号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合がありますので、ご承知おきください。」と伝え報告書を作成し所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告した。 ----- 【解 説】 発注者の回答のとおり、発注者綱紀保持規程(訓令)の第10条第3号に該当する不当な働きかけになりますので、不当な働きかけを受けた旨公表する場合があります旨を伝え報告書を作成し、所属の長及び発注者綱紀保持担当者へ報告する必要があります。	○ (98%)
10	○事業者：「現在公告されている「〇〇工事」の規模は昨年度行われた工事のどの工事に近い規模でしょうか。」 ○発注者：「昨年10月5日に実施した工事に近いものがあります。ホームページで公表しておりますのでご確認ください。」と回答した。 ----- 【解 説】 公表されている情報は業者に伝えることは出来ませんが、上記設問では工事の規模を聞き取るにより、予定価格を類推できる質問となっているため、回答をしてはいけません。	× (90%)

平成29年度発注者綱紀保持対策の実施方針について

本年度は、昨年度に引き続き、①「施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修」、②「本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修」③「地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修」をそれぞれ実施する。

また、④新たに管理監督者及び発注担当職員となった者に対して「発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）」を配布する。

① 施設等機関及び地方支分部局で実施する研修の企画立案担当者を対象とする研修

ア 目的

研修の企画立案に必要な発注者綱紀保持に関する知識、関係法令等についての知識の幅広い取得を目的とする。

イ 開催時期 平成29年5月25日～26日（於：本省）

ウ 研修項目

- (ア) 発注者綱紀保持対策に関する講義
(講師：大臣官房予算課)
- (イ) 官製談合防止法等に関する講義
(講師：公正取引委員会)
- (ウ) 発注者綱紀保持対策ロールプレイ（実演）に関する講義
(講師：大臣官房予算課)
- (エ) コンプライアンスに関する講義
(講師：外部講師)

② 本省の管理監督者及び発注担当職員を対象とする研修

(1) (講義形式)

ア 目的

発注事務の適正性及び透明性の向上並びに発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を取得させることを目的とし、人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった未受講者全員及び受講後3年以上経過した希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成29年11月頃（講義形式）

1回1時間程度（受講者数により回数は調整）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関する講義

エ 講師

大臣官房予算課

(2) (WEB形式)

ア 目的

発注者綱紀保持の基礎知識を習得及び再認識できるWEB研修と理解度を確認するためのチェックシートにより発注事務に係る綱紀の保持を図るために必要な知識を再確認させることを目的とし、発注事務に携わる全ての管理監督者及び発注担当職員並びに希望者を対象に受講させる。

イ 開催時期

平成29年6月、11月頃（WEB研修）

実施期間2週間（出張等で受講が出来ない場合は随時受講）

ウ 研修項目

「発注者綱紀保持対策」に関するWEB研修

「チェックシート」による理解度の確認

③ 地方支分部局等の管理監督者及び発注担当職員向け研修

ア 対象者

地方支分部局等が実施する研修について、地方支分部局等で新たに管理監督者又は発注担当職員となった者（未受講者）全員及び受講後3年以上経過した管理監督者又は発注担当職員が受講するように取り組む。

※要請（上記以外の機関からの要請も含む。）があれば、大臣官房予算課の担当者を講師として派遣する。また、受講徹底のため、既存会計研修等への組込み、WEB研修に取り組む。

④ 発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）の配布

人事異動等により、新たに本省の管理監督者又は発注担当職員となった者全員に発注者綱紀保持マニュアル（ポケット版）を配布し、発注担当職員としての基礎知識を習得させる。